

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱案の概要

法務省民事局

要綱案のポイント



審理

- 東京家裁と大阪家裁に管轄集中
- 子の意見の把握に配慮
- 非公開の審理
- 子の返還事由・子の返還拒否事由の審理
→ 申立人の暴力のおそれ等、裁判所の考慮要素を規定

調停・和解

- 調停・和解による友好的な解決

裁判

(例)「相手方は子を元の国へ返還せよ」

不服申立て(三審制)

- 高等裁判所に即時抗告
- 最高裁判所に特別抗告, 許可抗告

執行

- 間接強制のほか子の返還の代替執行を利用

ハーグ条約の概要

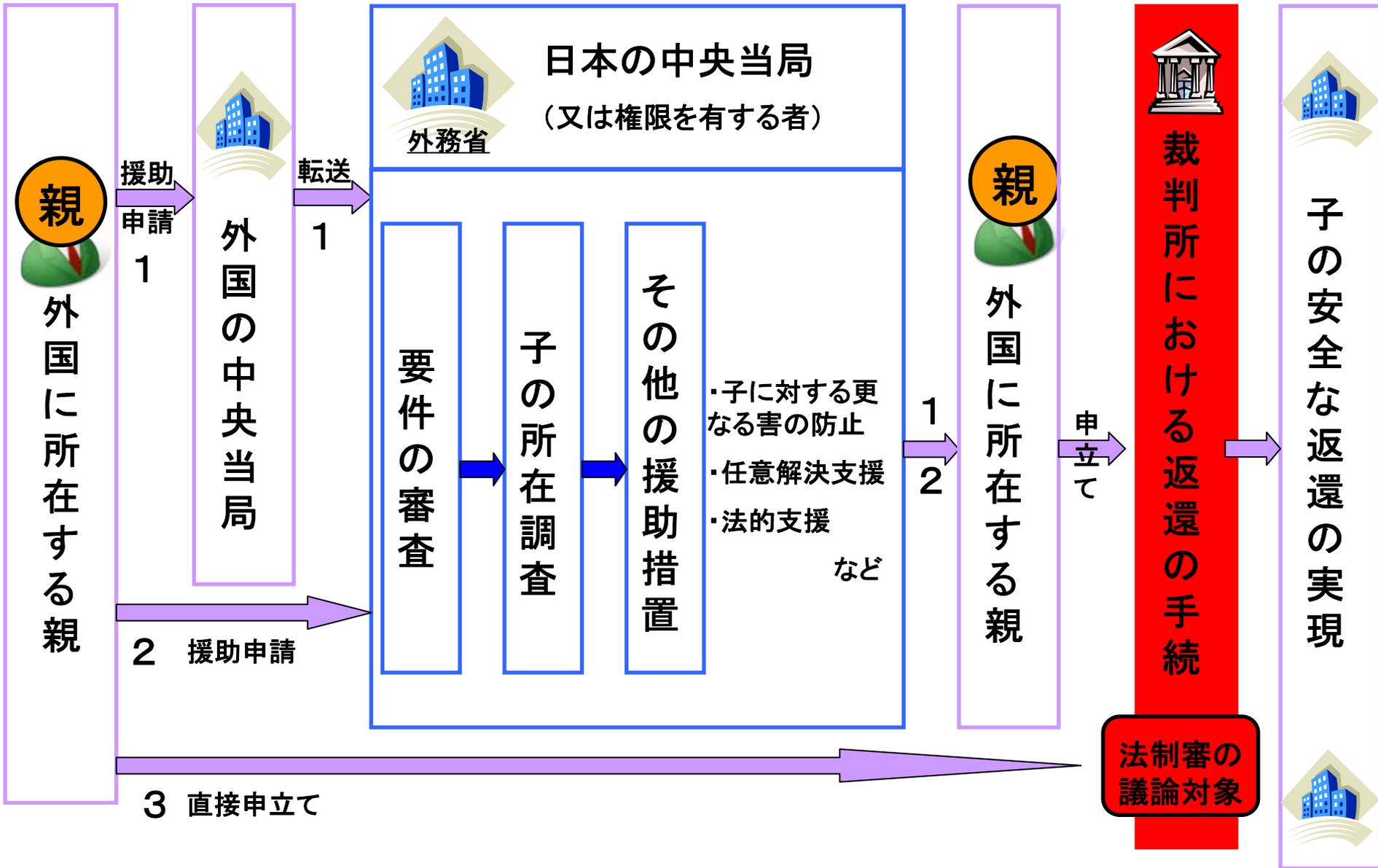
婚姻関係の破綻後に、父母の一方が他方の了解を得ずに子を国外に連れ去った場合等、国際的な子の奪取の事案において、子をそれまで生活していた国(常居所地国)に迅速に戻すための国際協力の仕組み等を定めるもの

- 1980年ハーグ国際私法会議において採択, 1983年発効
- 2011年12月現在, 締約国は87 (G8諸国中, 日本のみが未締結)
- 平成23年5月, 条約締結に向けた準備を進める旨の閣議了解

法制審議会の部会での議論

- 7月13日以降, 合計12回の審議
- 有識者からのヒアリング, パブリックコメントも実施

(参考1) 条約に基づく子の返還手続の流れ



(参考2) 子の返還事由, 返還拒否事由の概要



申立人(残された親)

相手方(連れ帰った親)

返還命令の申立て

主張の聴取

裁判所も自ら調査

資料提出

外務省

中央当局による調査

調査依頼

返還の許否の判断

I 子が16歳に達していないこと
II 子が日本国内に所在していること
III 連れ去りの直前に、子が条約締約国に常居所を有していたこと
IV 連れ去りが申立人の監護権を侵害すること

I 連れ去りから1年が経過し、子が新しい環境に適応していること
II 申立人が連れ去り時に現実に監護権を行使していなかったこと
III 申立人が連れ去りに同意したこと

IV 常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼし、又はその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること

この判断に当たっては、次のような事情を含め一切の事情を考慮すると規定

- ① 申立人が子へ暴力等を振るうおそれ
- ② 申立人が子に悪影響を与えるような暴力等を相手方に振るうおそれ
(例) 子の前で申立人が相手方に暴力を振るう場合など
- ③ 申立人又は相手方が常居所地国で子を監護することが困難な事情
(例) 申立人が薬物中毒、アルコール依存症であること
相手方が帰国後に逮捕・刑事訴追されるおそれ
相手方が帰国後に適法な滞在資格が得られないおそれ

V 子が返還されることを拒んでいること(子の年齢・成熟度に照らし、その意見を考慮することが適切な場合に限り。)

VI 子の返還が人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないこと

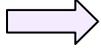


外国の中央当局

(参考3) 子の返還の実現方法の概要

1 間接強制

間接強制の申立て



間接強制決定

【例】〇月△日までに子を常居所地国に返還しないときは、1日あたり××円支払え。

財産の差押え



間接強制決定確定後**2週間**経過 (間接強制前置)

2 子の返還の代替執行

申立て

・子の返還を実施する適切な者を特定して申立て



審尋

・他方の親からの事情聴取



授權決定

・子の返還を実施する者(例:申立人である親)を指定



子の解放



子の返還

